

平成 28 年 2 月 24 日  
環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課  
循環型社会推進室

## 中央環境審議会循環型社会部会における第四次環境基本計画（循環部分） 及び第三次循環型社会基本計画の点検・評価の進め方（平成 28 年度）（案）

### 1. 背景

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、我が国の循環型社会形成のために策定された循環型社会形成推進基本計画は、同計画に基づき、毎年度点検を行うこととなっている。

一方で、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、環境の保全に関する基本的な計画として策定された環境基本計画についても、毎年度点検・評価を行うこととなっている。

環境基本計画は、循環型社会形成施策を含め、環境政策全般をカバーするものであり、その領域が広範であるため、2 年間で全体を一巡することとしている（H25・H26 及び H27・H28 で 2 巡、点検を行うこととなる。）。そのうち、循環型社会形成分野（「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」）は、前回は H26 に点検を行っており、H28 に、2 巡目の点検・評価を行うこととなっている。（第 82 回中央環境審議会総合政策部会（平成 27 年 11 月 20 日）決定、別紙参照）

そのため、平成 28 年度は、例年度の循環型社会形成推進基本計画の点検・評価に加え、環境基本計画における循環型社会形成分野の点検・評価も行う必要がある。この際には、両計画の性質の違い等を踏まえつつ、点検・評価が、重複した検討・作業とならぬよう、適正な分担を考える必要がある。

他方、環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画は、いずれも平成 29 年度を目途に計画の見直しを行う予定であり、平成 28 年度点検は、両計画の最後の点検となる。そのため、平成 28 年度の点検において施策の進捗状況等を確認するとともに、進捗点検を通じて指摘される事項が、次期計画の策定に資するものになるよう点検・評価を進め、今後の課題等の整理を行う必要がある。

### 2. 環境基本計画と循環型社会形成推進基本計画の関係整理

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 16 条において、「循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第 15 条第 1 項に規定する環境基本計画を基本として策定するものとする。」とされており、環境基本計画に記載された循環型社会関連部分については、循環型社会形成推進基本計画においても基本とする必要がある。

◎循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

（循環型社会形成推進基本計画と国の他の計画との関係）

第十六条 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会

の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とするものとする

よって、環境基本計画では、循環型社会形成推進に係る基本的・総論的な内容を定め、循環型社会形成推進基本計画では、各種指標（物質フロー指標、取組指標など）をもとに、より定量的な分析・評価を行った上で、より具体的な内容を定めている。

そのため、両計画の点検内容についても、前者が主に定性的・総論的な点検内容となるのに対し、後者はより定量的かつ詳細な点検内容となることになる。

### 3. 前回（平成 26 年度）の両計画の点検・評価の振り返り

前回、環境基本計画と循環型社会形成推進基本計画の点検・評価を行った平成 26 年度のスケジュールは下記のとおりであり、上半期の 2 回で環境基本計画（循環型社会形成推進施策のうちの特定分野）について点検・評価を行い、下半期の 4 回で循環型社会形成推進基本計画について点検・評価を行ったところ。

平成 26 年

3月31日 **点検方針の決定**

- ・ **第四次環境基本計画及び第三次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検の進め方の検討**

…環境基本計画・循環型社会形成推進基本計画の点検の進め方について説明するとともに、重点点検分野として行う重点検討項目案を決定（「（1）循環分野における環境産業の育成（水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進、廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成、我が国循環産業の海外展開の支援）」及び「（2）国際的な取組の推進（循環資源の輸出入に係る対応、3Rに係る国際協力の推進）」）。

6月13日 **環境基本計画点検①**

- ・ **環境基本計画の点検のための関係府省ヒアリング**

…あらかじめ、環境基本計画の点検として行う重点検討分野の進捗状況について各府省に調査票を送付。その結果に基づいて進捗状況を点検。

7月 8日 **環境基本計画点検②**

- ・ **環境基本計画に係る点検報告案の検討**

…点検報告はその後総合政策部会においても検討。

（9月19日 総政部会に報告 11月26日 総政部会で点検報告書（案）を審議 12月16日 閣議決定）

10月3日 **循環型社会形成推進基本計画点検①**

- ・ **第三次循環型社会計画の点検のための、産業界、NPO/NGO、地方自治体へのヒアリング**

11月14日 **循環型社会形成推進基本計画点検②**

- ・ **第三次循環型社会計画の点検のための、関係府省ヒアリング**  
 …あらかじめ、循環型社会計画の進捗状況について各府省に調査票を送付。  
 その結果に基づいて進捗状況を点検。必要に応じてヒアリングを実施。なお、  
 各府省には、調査票の内容が環境白書に活用されることをあらかじめ周知。
- ・ **循環型社会計画の進捗状況全般について意見交換**

#### 12月25日 **循環型社会形成推進基本計画点検③**

- ・ **物質フロー指標及び取組指標の進捗状況の点検**
- ・ **第三次循環型社会計画の第1回点検報告書（案）の検討**  
 …点検結果及び課題・今後の方向性については環境白書にも活用。

平成27年

#### 2月6日 **循環型社会形成推進基本計画点検④**

- ・ **第三次循環型社会計画の第1回点検報告書の決定**

環境基本計画においては、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の重点的取組事項として、

- ①「質にも着目した循環資源の利用促進・高度化」
- ②「低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組」
- ③「2Rを重視したライフスタイルの変革」
- ④「地域循環圏の形成」
- ⑤「循環分野における環境産業の育成」
- ⑥「安全・安心の観点からの取組の強化」
- ⑦「国際的な取組の推進」

の7項目が挙げられているが、平成26年度時は、このうち⑤・⑦のみを点検・評価した。

このような点検・評価を行ったのは、平成26年度の環境基本計画の点検・評価時には、循環型社会に係る施策についての定量的かつ具体的な点検データが十分準備できていなかったことから、環境基本計画中の重点的取組事項の中からテーマを絞って点検・評価を行ったものである。

#### 4. 今回（平成28年度）の両計画の点検・評価方針（案）

1. のとおり、平成28年度が次期両計画策定に向けての最終的な点検となることから、今回の点検を次期両計画の策定に資するものとする観点が重要であること、前回（平成26年度）とは異なり、既に2回の循環型社会形成推進基本計画の点検・評価実績があること、を踏まえ、また、2. のとおり、両計画の関係整理を踏まえると、平成28年度の両計画の点検・評価については、以下のとおり行うことが適当ではないか。

- 環境基本計画の点検・評価については、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の重点的取組事項（上記①～⑦）全てについて、循環型社会形成推進基本計画の第1回及び第2回点検結果を踏まえ、総合的な点検・評価を行う。
- その際、近年の物質循環に係る諸動向（G7における資源効率（Resource Efficiency）の議論や、持続可能な開発のための目標

(SDGs)、UNEP 国際資源パネル (IRP) による統合報告書など)、さらに、他の環境政策分野との統合を念頭に、次期環境基本計画に向けた課題等の記述を行う。

- 循環型社会形成推進基本計画の点検・評価については、例年同様、定量的評価を実施するとともに、第2回の点検・評価で「今後の進捗点検の展開の方向」として整理された点（各指標の要因分析の強化、リデュース・リユースに関する指標・インパクト分析、環境配慮設計等の取組分析、業界ごとの特性に応じた指標の検討評価、別紙2参照）を中心に行う。

- 具体的には、次のような方針とする。

(1) 全般的な評価・点検

平成27年度（第2回）の評価・点検と同様、全般的な評価・点検を行う。その際には、主体の取組について、より実態を反映した評価ができるよう、本部会の委員からの聞き取りや、各業界へのアンケート等を実施する。

(2) 専門的な要因分析

今後の展開の方向を踏まえ、以下を中心に専門的な分析を行い、その結果を適宜本部会における評価・検討に反映させる。

① 各指標の要因分析の強化

統計や指標に係る有識者による会議を設け、そこで各指標や各種施策についての要因分析や効果分析を専門的に行う。

② 2Rや環境配慮設計、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けた取り組み分析

2Rや環境配慮設計、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けた取組等について、有識者による会議等を設け、分析を専門的に行う。

- また、次期環境基本計画に向けた課題等の記述を踏まえ、次期循環型社会形成推進基本計画に向けた論点整理を併せて行う。

5. 上記点検・評価方針（案）を踏まえた今後のスケジュール（案）

4. を踏まえ、今後、両計画の点検・評価を下記のようなスケジュールで実施する

平成28年

2月24日

**点検方針決定**

- ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画の第2回評価・点検報告
- ・ 平成28年度第三次循環型社会形成推進基本計画の第3回評価・点検及び第四次環境基本計画の第4回評価・点検の方針について

…環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画の点検の進め方について説明。

5～6月

**環境基本計画点検①**

- ・ 環境基本計画の点検のための関係府省ヒアリング

- … ① 「質にも着目した循環資源の利用促進・高度化」
- ② 「低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組」
- ③ 「2Rを重視したライフスタイルの変革」
- ④ 「地域循環圏の形成」

- ⑤「循環分野における環境産業の育成」
- ⑥「安全・安心の観点からの取組の強化」
- ⑦「国際的な取組の推進」

の総合的な点検・評価を、循環型社会形成推進基本計画の第1回・第2回点検結果を踏まえて関係省庁からヒアリング

## 6～7月 環境基本計画点検②

- ・ **環境基本計画に係る点検報告案の検討**

…上記ヒアリングを踏まえつつ、今後の取組や次期環境基本計画に向けた課題等を含めた循環型社会部会としての点検報告（案）について説明。（その後総合政策部会においても検討。）

## 9月頃 循環型社会形成推進基本計画点検①

- ・ **関係するステークホルダーへのヒアリング①**

## 10～11月 循環型社会形成推進基本計画点検②

- ・ **関係するステークホルダーへのヒアリング②**
- ・ **環境基本計画の点検結果を踏まえた第四次循環型社会形成推進基本計画への検討方針**

## 12月頃 循環型社会形成推進基本計画点検③

- ・ **第三次循環型社会計画の第3回点検報告書（暫定版）の検討**
- ・ **関係府省ヒアリング**

…報告書（暫定版）及び第四次循環型社会形成推進基本計画への検討方針について、関係府省からヒアリングを実施。

### 循環部会後

- ・ **第三次循環型社会形成推進基本計画の第3回点検報告書パブリックコメント**

## 2月頃 循環型社会形成推進基本計画点検④

- ・ **第三次循環型社会形成推進基本計画の第3回点検報告書（案）**
- ・ **第三次循環型社会形成推進基本計画点検報告概要英訳版（案）**  
 …現行循環型社会形成推進基本計画の点検の最終年度に当たることから、その成果について海外発信が出来るよう、点検結果の概要の英訳版を作成する。
- ・ **第四次循環型社会形成推進基本計画に向けた論点（案）と検討の進め方**  
 …事務局から、次期循環基本計画の論点（案）を示し、当該論点案を踏まえて平成29年度に次期計画策定に向けた本格検討を行う。

(別紙1)

第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について  
(第82回中央環境審議会総合政策部会(H27.11.20)資料)

＜基本的考え方＞

第四次環境基本計画においては、毎年、同計画に基づく施策の進捗状況等の点検を行うこととしており、これを受けて、平成25年、平成26年の2年間をかけて計画に掲げる全ての重点分野等について点検を行った。

こうした経緯を踏まえて、平成27年、平成28年の2年間で、その後の施策の進捗状況、前回点検において中央環境審議会の指摘した事項の進捗状況を含めて全ての重点分野等について再度の点検を行うこととし、具体的には、関係府省が平成25年及び平成26年の点検の結果を踏まえた取組を実施しているかどうかについての確に点検を行う観点から、原則として、平成27年は平成25年の点検と同様の重点検討項目、平成28年は平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととしたところ(平成26年11月26日第78回総合政策部会了承)。

これを受けて、平成27年の点検は平成25年の点検と同様の重点検討項目について点検を行ったところであり、平成28年の点検においても平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととする。

また、同計画においては、計画策定後5年間が経過した時点(平成29年)を目途に計画の見直しを行うこととされており、第4回(平成28年)の点検は、同計画の最後の点検となる。このため、今回の点検において施策の進捗状況等を確認するとともに、中央環境審議会が指摘する事項が、各分野における諸課題等の改善のみならず次期計画の策定に資するものとなるよう、これまでの点検結果を踏まえつつ、総合的な見地から今後の課題等の記述を行うものとする。

1. 今後の予定

○ 第4回点検(平成28年)の予定は以下のとおり。

(1) 点検方法等の審議

【平成27年11月】

- 第82回総合政策部会(11月20日)
  - ・ 点検方法の審議・決定
  - ・ 事象横断的な重点分野\*及び「汚染回復等」の重点検討項目の審議・決定

※ 事象横断的な重点分野は、グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり分野である。

(2) 関係府省の自主的 point 検等

【平成27年12月～平成28年2月】

- 地方公共団体アンケート調査等

【平成28年4月～】

- 関係府省の自主的点検
- (3) 中央環境審議会による点検

【平成28年4月頃～7月頃】

- 第83・84回総合政策部会（事象横断的な重点分野、「汚染回復等」）
  - ・ 関係府省ヒアリング等を通じた点検（地方ブロック別ヒアリング等を含む）
- 各重点分野の関連部会（地球環境、自然環境、循環型社会、環境保健）

【平成28年7月頃～11月頃】

- 第85・86回総合政策部会
  - ・ 各重点分野の関連部会での点検結果報告
  - ・ 点検対象分野全般を鳥瞰する記述、事象横断的な重点分野、「汚染回復等」を含む点検報告書（案）の審議（パブリック・コメントに付す案の決定）
- 第87回総合政策部会
  - ・ パブリック・コメントの結果等を踏まえた点検報告書の審議
- 中央環境審議会
  - ・ 点検報告書の閣議報告

【平成29年～】

- 点検報告書の年次報告への反映等
  - ・ 点検報告書の年次報告への反映
  - ・ 環境保全経費の見積もり方針の調整に反映

2. 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

- 第4回点検（平成28年）における重点点検分野は以下のとおりとする。  
（事象横断的な重点分野）
  - ・ 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
  - ・ 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
  - ・ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
- （事象面で分けた重点分野）
  - ・ 地球温暖化に関する取組
  - ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
  - ・ 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
  - ・ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組
- 上記に加え「放射性物質による環境汚染からの回復等」についても点検を行う。

(今後の予定)

【総合政策部会】

第四次環境基本計画における重点分野名等	H25	H26	H27	H28
●経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進				
経済・社会のグリーン化				
商品・サービスに係る環境に関する情報の共有、コミュニケーションの促進				
環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることを促すために、商品・サービスについての環境情報や事業者の環境配慮の取組に関する情報が一層的確に提供される仕組みづくり		○		○
環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)の提示・活用	○		○	
環境に配慮した選択を行う消費行動の推進		○		○
事業者の環境マネジメントの促進及び取組状況についての情報開示(ISO14001、環境報告書等)	○		○	
環境ビジネスの振興・環境金融の拡大	○		○	
環境の視点からの経済的インセンティブの付与		○		○
国際市場を視野に入れた取組(環境ラベリングの基準の調和、グリーン購入の団体ネットワーク等)		○		○
グリーン・イノベーションの推進				
重点的に推進すべき環境研究・技術開発	○		○	
環境研究・技術開発の効果的な推進方策	○		○	
●国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進				
「グリーン経済」を念頭においた国際協力	○		○	
重点地域における取組		○		○
地球規模での環境保全への取組	○		○	
民間資金や多国間資金の積極的活用		○		○
国際的な枠組みづくりにおける主導的役割	○		○	
●持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進				
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり				
国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進		○		○
持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流の促進	○		○	
環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化	○		○	
環境等の情報、影響の把握と政策、事業への反映				
環境に関する統計情報の充実(注1)		○		○
環境政策に関する情報提供の充実(注1)		○		○
より上位の戦略的環境アセスメントの検討		○		○
環境影響評価制度の着実な運用		○		○
●東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項	○		○	
●放射性物質による環境汚染からの回復等		○		○

注1: 環境情報専門委員会において、環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査として実施する。

注2: 時々の事情を踏まえ変更はあり得る。

【他部会】

第四次環境基本計画における重点分野名等	H25	H26	H27	H28
●地球温暖化に関する取組		○		○
●生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○
●物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
●水環境保全に関する取組	○		○	
●大気環境保全に関する取組	○		○	
●包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○

注: 個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえ変更はあり得る。

### 3. 重点検討項目

- 第4回点検（平成28年）の「事象横断的な重点分野」（横断分野）及び「汚染回復等」の重点検討項目は資料4のとおりとする。なお、「事象面で分けた重点分野」（個別分野）の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。

#### （重点検討項目の選定の際の留意事項）

- 横断分野及び「汚染回復等」の重点検討項目については、総合政策部会において審議・決定し、個別分野の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。
- 深掘した分析が可能となるよう、横断分野の重点検討項目については、各分野2項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- 報告を求める府省等をあらかじめ特定する。
- より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。

(別紙 2)

## 第三次循環型社会形成推進基本計画の第2回評価・点検結果について

### 1. 第2回評価・点検方針の振り返り

第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定。以下「第三次循環基本計画」という。)の評価及び点検は、同計画の規定に基づいて実施することとされている。

<第三次循環型社会計画> (抄)

第6章第2節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

中央環境審議会は、毎年度、本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行う。

このため、平成27年度は、中央環境審議会循環型社会部会において、以下の事項を考慮しつつ、第2回の評価及び点検を行った。

#### ①全般的な評価・点検

全般的な計画・点検に当たっては、計画に掲げられた取組指標(目標を設定する指標及び推移をモニターする指標)だけでなく、既存の統計等を活用しつつ、幅広く関連するデータを収集する。

また、各主体の取組について、より実態を反映した評価ができるよう、関係者からの聞き取りや各主体との意見交換等を行う。

#### ②重点点検分野についての詳細点検

特に以下のような重点点検分野を設け、当該分野の進捗状況について、その詳細な要因分析や、取組を進めるために求められる取り組み等の検討を実施。

<平成27年度の重点分野>

- 物質フロー(三大指標)
- 目標を設定する指標(一般廃棄物の減量化等)
- 推移をモニターする指標(一般廃棄物のリサイクル率等)
- 2R
- 環境配慮設計(DfE)

### 2. 第2回評価・点検における今後の進捗点検の展開の方向

第2回的评价及び点検の結果、今後の進捗点検の展開の方向として以下の内容が示されている。

#### (1) 各種指標の要因分析

資源生産性、循環利用率、最終処分量、一般廃棄物の減量化等の各種指標について、その増減の要因分析の深掘り(各種3R施策、地球温暖化対策等の他の分野の対策・施策の影響と社会的要因の寄与分の分析など)を行い、目標達成に向けた有効な取組につなげていく必要があります。循環利用率の要因分析については廃棄物だけでなく法律上の廃棄物に該当しない循環資源も考慮した要因分析を行う必要があります。

## (2) 2Rに関する指標、2Rのインパクトの分析

本計画では、2Rに関して様々な断面で指標を設定しているが、国全体としての2Rの取組状況を判断することができる指標は設定されていません。そのため、国全体としての2Rの進捗状況を測る仕組みと、2Rの取組のインパクトを評価するための手法について検討を行う必要があります。

## (3) 環境配慮設計、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けた取組分析

環境配慮設計や循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に関する取組は、主に事業者により様々な自主的取組が実施されていますが、国全体としての取組状況を把握することが出来ないため、まずは実態を把握し、取組を進める上での阻害要因を明らかにする必要があります。

## (4) 業界ごとの特性に応じた指標の検討と評価

各種指標について、業界ごとの特性に応じて、事業者の努力が適正に反映させることができるような指標を検討する必要があります。

また、各業界の自主的取組を国際的にアピールできるよう、それらの取組を適切に評価するための仕組みづくりを進める必要があります。